

# 争わず賢く相続法が変わる

民法の相続に関する規定(相続法)が約40年ぶりに改正される。狙いは「相続紛争の予防・解決」と「相続手続きの簡素化・合理化」だ。残された配偶者が安心して家に住み続けられる「配偶者居住権」などが新設される。節税も含めて注目点を探った。

## A 相続法改正の主なポイント

### 紛争の予防・解決

配偶者の優遇・保護	自宅に一生住める「配偶者居住権」新設。評価額の計算や登記必要
介護の特別寄与料	婚姻期間20年以上の夫婦間で贈与された自宅を遺産分割の計算から除外
遺産分侵害請求権	子の配偶者などにも介護の貢献分の金銭請求が可能に
相続財産の取得要件	遺族に保障される最低限の取り分(遺産分)に満たない分の請求を金銭債権に
施行は	法定相続分を超える財産の取得は登記など必要。不動産取得は必ず登記を

●は19年1月13日、△は20年4月1日、△△は20年7月10日、無印は19年7月1日

## 「配偶者居住権」20年4月に施行

# 自宅に一生住む権利紛争の予防狙う

改正法の主なポイントをAにまとめた。最初に注意したいのは改正項目により施行日が違う点だ。

大半は2019年7月1日施行だが、自筆証書遺言の方式緩和はいち早く同1月13日に施行となる。また「配偶者居住権」は20年4月1日、自筆証書遺言の保管制度は20年7月10日の施行だ。

## 自宅売らずに遺産分割

まずは紛争の予防・解決につながる項目から見てみよう。新設されるのは、配偶者が自宅に終身住み続けることができる「配偶者居住権」だ。

配偶者居住権は「相続税の課税対象になる」(小林弁護士)ことにも注意したい。評価額の計算は来年度の税制改正で決まる見通しだが、税理士の助言も必要となりそうだ。

婚姻期間20年以上の夫婦間で贈与された自宅を、遺産分割の計算から原則除外する規定も導入。配偶者の取り分を優先的に確保し、紛争の予防・解決を図る。もっとも自宅を含めないと公平な分割ができない場合は、「この規定がえって紛争を招く場合もある」(上柳弁護士)ことに留意したい。

配偶者居住権は、遺産分割協議以外でも使える。居住権を使えば遺産分けが円滑に進むとみられるならば「遺言に配偶者居住権を書くことも効果的」と上柳弁護士はアドバイスする。

配偶者居住権を使うには配偶者と子が共同で法務局(登記所)に必要な登記をする。弁護士や司法書士に登記申請を依頼する必要がある。登記しないと配偶者は居住権を子以外の第三者に主張できない。「子が所有権を他人に売却した場合に住み続けられなくなる恐れがある」(上柳弁護士)

配偶者居住権は「相続税の課税対象になる」(小林弁護士)ことにも注意したい。評価額の計算は来年度の税制改正で決まる見通しだが、税理士の助言も必要となりそうだ。

婚姻期間20年以上の夫婦間で贈与された自宅を、遺産分割の計算から原則除外する規定も導入。配偶者の取り分を優先的に確保し、紛争の予防・解決を図る。もっとも自宅を含めないと公平な分割ができない場合は、「この規定がえって紛争を招く場合もある」(上柳弁護士)ことに留意したい。

配偶者居住権は「相続税の課税対象になる」(小林弁護士)ことにも注意したい。評価額の計算は来年度の税制改正で決まる見通しだが、税理士の助言も必要となりそうだ。

婚姻期間20年以上の夫婦間で贈与された自宅を、遺産分割の計算から原則除外する規定も導入。配偶者の取り分を優先的に確保し、紛争の予防・解決を図る。もっとも自宅を含めないと公平な分割ができない場合は、「この規定がえって紛争を招く場合もある」(上柳弁護士)ことに留意したい。

配偶者居住権は「相続税の課税対象になる」(小林弁護士)ことにも注意したい。評価額の計算は来年度の税制改正で決まる見通しだが、税理士の助言も必要となりそうだ。

婚姻期間20年以上の夫婦間で贈与された自宅を、遺産分割の計算から原則除外する規定も導入。配偶者の取り分を優先的に確保し、紛争の予防・解決を図る。もっとも自宅を含めないと公平な分割ができない場合は、「この規定がえって紛争を招く場合もある」(上柳弁護士)ことに留意したい。

配偶者居住権は「相続税の課税対象になる」(小林弁護士)ことにも注意したい。評価額の計算は来年度の税制改正で決まる見通しだが、税理士の助言も必要となりそうだ。

婚姻期間20年以上の夫婦間で贈与された自宅を、遺産分割の計算から原則除外する規定も導入。配偶者の取り分を優先的に確保し、紛争の予防・解決を図る。もっとも自宅を含めないと公平な分割ができない場合は、「この規定がえって紛争を招く場合もある」(上柳弁護士)ことに留意したい。

配偶者居住権は「相続税の課税対象になる」(小林弁護士)ことにも注意したい。評価額の計算は来年度の税制改正で決まる見通しだが、税理士の助言も必要となりそうだ。

配偶者居住権は「相続税の課税対象になる」(小林弁護士)ことにも注意したい。評価額の計算は来年度の税制改正で決まる見通しだが、税理士の助言も必要となりそうだ。

配偶者居住権は「相続税の課税対象になる」(小林弁護士)ことにも注意したい。評価額の計算は来年度の税制改正で決まる見通しだが、税理士の助言も必要となりそうだ。

配偶者居住権は「相続税の課税対象になる」(小林弁護士)ことにも注意したい。評価額の計算は来年度の税制改正で決まる見通しだが、税理士の助言も必要となりそうだ。

配偶者居住権は「相続税の課税対象になる」(小林弁護士)ことにも注意したい。評価額の計算は来年度の税制改正で決まる見通しだが、税理士の助言も必要となりそうだ。

配偶者居住権は「相続税の課税対象になる」(小林弁護士)ことにも注意したい。評価額の計算は来年度の税制改正で決まる見通しだが、税理士の助言も必要となりそうだ。

配偶者居住権は「相続税の課税対象になる」(小林弁護士)ことにも注意したい。評価額の計算は来年度の税制改正で決まる見通しだが、税理士の助言も必要となりそうだ。

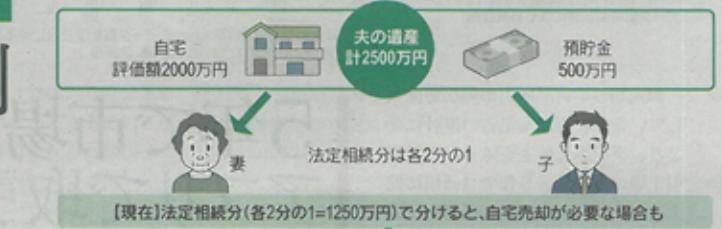
配偶者居住権は「相続税の課税対象になる」(小林弁護士)ことにも注意したい。評価額の計算は来年度の税制改正で決まる見通しだが、税理士の助言も必要となりそうだ。

## 手続きの簡素化・合理化

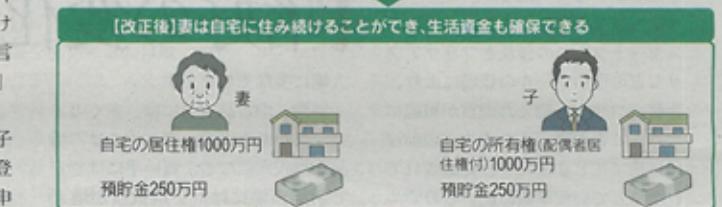
### 自筆証書遺言



## B 配偶者居住権を使った遺産分割のイメージ



【現在】法定相続分(各2分の1=1250万円)で分けると、自宅売却が必要な場合も



### 【改正後】妻は自宅に住み続けることができ、生活資金も確保できる

【配偶者居住権の注意点】

①相続税の課税対象、税理士による評価額の相談も

②登記しないと第三者に権利を主張できないので、司法書士に登記申請を依頼

らしく、新制度を作った。

請求にあたって参考になるのは、従来の介護寄与分の計算だ。家庭裁判所が寄与分紛争の解決のため考案したもので、介護士など仕事で介護をする人の日当額に介護日数を掛けて求める。

注意点もある。請求者は、特別寄与料を理義の兄弟などに直接請求するため「遺産分けでもある可能性もある」(小林弁護士)からだ。

特別寄与料はせいぜい数百万元で、「相続財産が少ないと受け取れないことはうが多い」(家裁関係者)。使う場合は弁護士などに相談したい。

料を理義の兄弟などに直接請求するため「遺産分けでもある可能性もある」(小林弁護士)からだ。

特別寄与料はせいぜい数百万元で、「相続財